

自由民主党交通安全対策特別委員会
令和元年9月10日(火)

警察庁 説明資料

警察庁 交通局

「あおり運転」に関する規定概要	運転免許に関する処分
<p>1988年道路交通法第1条 危険運転※によって、人を死亡させた者 【法定刑】 14年以下の拘禁刑又は無制限の罰金</p>	<p>2年以上の免許取消 (裁判所)</p>
<p>1988年道路交通法第1条A 危険運転※によって、重傷を負わせた者 【法定刑】 5年以下の拘禁刑又は無制限の罰金</p>	
<p>1988年道路交通法第2条 危険運転※を行った者 【法定刑】 2年以下の拘禁刑又は無制限の罰金</p>	<p>1年以上の免許取消 (裁判所)</p>

※ 通常の運転者の水準をはるかに下回る方法で又は通常の運転者が見て明らかに危険である方法で運転することをいう。(道路交通法第2条A)

「あおり運転」に関する規定概要

運転免許に関する処分

刑法典第315条 c (道路交通の危殆化^{きたいか})

① (中略)

2 著しい交通違反をし、無謀に、

a) 優先通行権を尊重せず

b) 誤った追越しをし若しくはその他追越しの際に誤った運転をし

c) 横断歩道で誤った運転をし

d) 見通しのきかない場所、交差点、合流地点若しくは鉄道の踏切において、過度の高速度で運転し

e) アウトバーン若しくは自動車道路上で方向転換し、後ろに向けた若しくは運転方向と逆に走行し、若しくは、これらを試み、若しくは

g) 交通の安全のため必要であるにもかかわらず、停車し若しくは動けなくなった乗り物を、十分な距離をとって標示せず

これにより、他の者の身体若しくは生命又は大きな価値のある他人の物を危険にさらした者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

②・③ (略)

6か月以上5年以下の免許取消
(裁判所)

今後の方針と要検討項目等

対応方針

いわゆる「あおり運転」厳罰化のための道路交通法改正の検討を進める。

要検討項目

- 新たな違反類型を創設
- 既存の罰則等の引上げ

違反	現行の罰則・点数
車間距離保持義務違反（道交法第26条）	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（高速道路）（点数：2点）
	5万円以下の罰金（一般道路）（点数：1点）
急ブレーキ違反（道交法第24条）	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（点数：2点）
進路変更禁止違反（道交法第26条の2第2項）	5万円以下の罰金（点数：1点）

課題

「あおり運転」の実態に即し、実効的な取締りができる規定振り、取締方法の検討

いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処について(通達)

※ 8月27日(火) 配付資料

通達の概要(平成30年1月16日発出)

○ 悪質・危険な運転に対する厳正な捜査の徹底

- ・ 道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪(妨害目的運転)、暴行罪等あらゆる法令を駆使して厳正な捜査を徹底
- ・ 悪質・危険な運転の未然防止のため、車間距離不保持等の道路交通法違反について積極的な交通指導取締りを推進

○ 悪質・危険な運転者に対する行政処分の実施

- ・ 迅速かつ積極的な行政処分の実施
- ・ 関係部門と緊密に連携し、関連情報を行政処分担当課へ集約

○ 更新時講習等における教育の推進

- ・ 更新時講習等において、悪質・危険な運転の危険性及び違反に対して取締りが行われることの説明
- ・ 運転適性検査結果に基づいた安全指導の実施

○ 広報啓発活動の推進

- ・ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、危険な運転者に追われるなどした場合の対処法等についての広報啓発の推進

取締りの状況等

車間距離保持義務違反取締件数の推移

※ 8月27日（火）配付資料

	平成29年	平成30年	平成29年6月末	平成30年6月末	令和元年6月末
取締件数	7,133	13,025	3,632	6,716	6,873
うち高速道路	6,139	11,793	3,057	6,130	6,267

危険運転致死傷罪（妨害目的）の適用件数

種別\年別		平成29年			平成30年			平成29年6月末			平成30年6月末			令和元年6月末		
自動車運転死傷処罰法		致傷	致死	小計	致傷	致死	小計	致傷	致死	小計	致傷	致死	小計	致傷	致死	小計
第2条	妨害目的	22	2	24	25	0	25	7	1	8	8	0	8	15	0	15

いわゆる「あおり運転」行為に刑法を適用した件数

種別\年別	平成30年	令和元年6月末
殺人	1	0
傷害	4	1
暴行	24	16
威力業務妨害	0	1

道路交通法

車間距離保持義務違反（第26条）

⇒ 高速道路は**3月以下の懲役又は5万円以下の罰金**
一般道路は**5万円以下の罰金**

自動車運転死傷処罰法

危険運転致死傷罪〈妨害目的〉（第2条1項4号）

⇒ 負傷させた場合は**15年以下の懲役**
死亡させた場合は**1年以上の有期懲役**

刑法

殺人（第199条）⇒ **死刑又は無期若しくは5年以上の懲役**

傷害（第204条）⇒ **15年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

暴行（第208条）⇒ **2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料**

威力業務妨害（第234条）⇒ **3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

※ 刑法の適用件数は、各都道府県警察から警察庁に報告があったもの。